

## 14. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	平成18年度末	平成19年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,519,010	4,362,436
基金等	538,535	501,945
価格変動準備金	202,300	212,310
危険準備金	909,530	716,995
一般貸倒引当金	1,816	2,072
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	2,981,647	1,595,237
土地含み損益×85% (マイナスの場合100%)	370,302	434,838
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	—	680,029
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	414,877	119,007
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	814,635	663,907
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	196,046	136,132
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	120,965	89,800
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	643,836	523,021
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	19,336	16,201
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	5,955	6,003
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	—	55,121
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,354.9%	1,314.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 保険業法施行規則等の改正に伴い、表示項目等の一部が変更されています。

(1) 「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は、平成18年度末は「その他」に含まれています。

(2) 配当準備金繰入額のうち翌期配当所要額を超える金額は、平成18年度末は「基金等」に、平成19年度末は「その他」に含まれています。

(3) 「第三分野保険の保険リスク相当額」は、平成18年度末は「保険リスク相当額」に含まれています。

3. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。

4. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。